徳島県人権条例（仮称）素案の概要

前文：制定の背景・必要性

■ これまでの取組と課題
長年にわたり人権教育・啓発に取り組んできたが、部落差別をはじめ、女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人等への差別は存在し、いじめ・ハラスメントも依然として後を絶たない。

■ 新たな人権問題の顕在化
インターネット上の誹謗中傷・プライバシー侵害、性的マイノリティへの認識不足、災害時における人権なども顕在化し、これまで以上に多角的かつ包括的な対応が必要。

■ 人権尊重の共生社会の実現に向けて
いかなる人権侵害も決して許さないという強い決意を持って、行政と県民が、それぞれの立場から、 これまで培ってきた人権教育・人権啓発の歩みを受け継き、発展させ、未来の世代へと引き継ぐ。

目的・定義

【目的】「人権尊重の共生社会づくり」の推進
基本理念を定め、県・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、「人権尊重の共生社会づくり」を推進

【定義】「人権尊重の共生社会づくり」とは
全ての県民が差別等いかなる人権侵害を受けることなく個人として尊重され、多様性を認め合いながら互いに支え合う社会を実現すること

基本理念：3つの柱

個人の尊厳と安全で安心な生活の保障
全ての県民が、差別、いじめ、ハラスメントその他のいかなる人権侵害も受けることなく、個人として尊重され、安全にかつ安心して暮らすことができること

多様性の受容と相互支援
全ての県民が、互いに個人の尊厳を守り、個性の違い及び多様性を認め合い、並びに相互に連携し、協力し、及び支え合うこと

主体的な社会参画と自己実現
全ての県民が、自らの意思によって社会活動に参画し、その人らしく活躍できること

人権侵害の禁止

何人も、差別、いじめ、ハラスメントその他のいかなる人権侵害も行ってはならないこと

県、県民、事業者の責務

【県の責務】 施策の推進と関係者への支援
人権施策を総合的・計画的に策定・実施する。
国・市町村・事業者等と連携するとともに、取組促進のための情報提供・助言・支援を実施する。

【県民の責務】 理解の深化とあらゆる場での寄与
人権尊重の共生社会づくりに対する理解を深めるよう努める。家庭・学校・職場・地域社会その他のあらゆる場で人権尊重の共生社会づくりに寄与するとともに、県の施策に協力するよう努める。

【事業者の責務】事業活動における人権尊重と環境整備
事業活動における人権尊重と多様性の理解に努める。人権侵害の防止や多様性が受容される環境整備に努めるとともに、県の施策に協力するよう努める。

人権教育及び人権啓発

あらゆる教育の場における実施
県は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、広く県民に対し、人権尊重の共生社会づくりに資する人権教育及び人権啓発を実施

教育に携わる者への支援
県は、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者に対し、情報の提供、研修機会の確保など必要な支援を実施

基本方針の策定

知事は「人権尊重の共生社会づくりに関する基本方針」を策定

- ① 人権施策の基本的な事項
- ② 分野ごとの人権施策に関する事項
- ③ 人権教育及び啓発に関する事項
- ④ その他必要な事項

「人権尊重の共生社会」の実現